

第二百二十七条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第百三十六条」を「農業保険法第百九十三条及び第百六条」に、「及び同法第百四十一条の六」を「並びに同法第百二十二条」に改め、同項第二号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第百三十七條」を「農業保険法第百九十三条及び第百六条」に、「及び同法第百四十一条の七」を「並びに同法第百二十二条」に改め、同号ロ中「農業災害補償法第十三条（同法第十三条の六）」を「農業保険法第十三条（同法第十三条）」に改め、同号ハ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改め、同条第六項第一号ハ中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第二号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第二百二十九条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第十二条第一項」を「農業保険法第十條第一項」に、「第十三条の二から第十三条の五まで」を「第十二条から第十六条まで」に改め、同項第二号中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第二百三十四條第一項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に、「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改め、同条第二項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第二百三十六條第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号及び同条第四項第一号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第二百三十七條第六項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

附則第四十一条の見出し中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同条中「農業災害補償法第百五十條の三第一項」を「農業保険法附則第三条第一項」に、「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十二條 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律（以下この条において「新特別会計法」という。）の規定は、平成三十年度の予算から適用し、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定（以下この条において「旧農業共済再保険勘定」という。）の平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しは、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険勘定の平成三十年度の歳入に繰り入れらるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定（以下この条において「新農業共済再保険勘定」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧農業共済再保険勘定の平成二十九年度の出納の完結の際、旧農業共済再保険勘定に所属する積立金は、新特別会計法第百三十四條第一項の規定により、新農業再保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

3 この法律の施行の際、旧農業共済再保険勘定に所属する権利義務は、新農業再保険勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により新農業再保険勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新農業再保険勘定の歳入及び歳出とする。

5 附則第七條から第九條までの規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百三十四條の規定による再保険事業及び旧法第百四十一条の四の規定による保険事業に関する経理は、新特別会計法第百二十四條第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における同条第四項並びに新特別会計法第百二十七條第三項第一号及び第二号、第百二十九條第三項第一号並びに附則第四十一条の規定の適用については、新特別会計法第百二十四條第四項中「保険事業等」とあるのは「保険事業並びに農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第七條から第九條までの規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）以下「旧農業災害補償法」という。）第百三十四條の規定による再保険事業及び旧農業災害補償法第百四十一条の四の規定による保険事

業を」と、新特別会計法第百二十七條第三項第一号イ中「保険料を」とあるのは「保険料並びに旧農業災害補償法第百三十六條の再保険料及び旧農業災害補償法第百四十一条の六の保険料を」と、同項第二号イ中「保険金を」とあるのは「保険金並びに旧農業災害補償法第百三十七條の再保険金及び旧農業災害補償法第百四十一条の七の保険金を」と、同号ロ中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第十三條（旧農業災害補償法第十三條の六）において準用する場合を含む。」の規定による交付金」と、新特別会計法第百二十九條第三項第一号中「もの」とあるのは「もの及び旧農業災害補償法第十二條第一項若しくは第十三條の二から第十三條の五までの規定により国庫が負担するもの」と、新特別会計法附則第四十一条中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第百五十條の三第一項の交付金」とする。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第二十三條 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百四十一条（見出しを含む。）中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条のうち、農業災害補償法第八十七條の二第六項の改正規定を削り、同法第八十八條の改正規定中「第八十八條中「払戻」を「払戻し」に」と、「第百九十九條中」に改め、「因つて」を「よつて」に削り、同法第百三十一條第二項の改正規定中「第百三十一條第二項」を「第百七十一條第二項」に改める。

第二百四十二條の見出し中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「旧農業災害補償法」を「旧農業保険法」に、「第八十七條の二第六項（旧農業災害補償法第百三十二條第一項及び第百四十一条の二）において準用する場合を含む。」又は第百三十一條第二項（旧農業災害補償法第百四十一条第二項）を「第百七十一條第二項（旧農業保険法第百九十八條第二項（旧農業保険法第百三十三條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）
第二十四條 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第三十三号中「農業災害補償」を「農業保険」に改める。

（政令への委任）
第二十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月二十三日

総務大臣 山本 早苗
 財務大臣 金田 勝年
 農林水産大臣 山本 有二
 内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十五号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第十二條」を削り、「第十三條第十六條」を「第九條第十二條」に、「青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等（第十七條）」を「青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置（第十三條）」に改める。

第二條第七項中「携帯電話端末又はPHS端末」を「専ら携帯電話端末等（その一端が携帯電話端末又はPHS端末と接続されるための伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法第十二條の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいう。）であつて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供される情報をその利用者の選択に応じ閲覧することができるとをいう。以下同じ。）に改め、同條第九項中「ものをいう」の下に「第六條及び第九條において同じ。」を加える。

第六條第二項中「携帯電話端末及びPHS端末」を「携帯電話端末等」に改める。

第八條から第十一條までを削り、第二章中第十二條を第八條とし、第三章中第十三條を第九條とし、第十四條から第十六條までを四條ずつ繰り上げる。

第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等」を「第四章 青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置」に改める。

第十七條第一項中「携帯電話インターネット接続提供契約」を「役務提供契約」に、「携帯電話端末若しくはPHS端末」を「役務提供契約に係る携帯電話端末等」に改め、同條第二項を削り、第四章中同條を第十五條とし、同條の前に次の二條を加える。

第十三條 携帯電話インターネット接続提供事業者等の青少年確認義務

業者の携帯電話インターネット接続提供の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続提供事業者等」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

第十四條 携帯電話インターネット接続提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合に於ては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合に於ては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。

一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがある旨

二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第十六條に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

第十八條を第十七條とし、同條の前に次の一條を加える。

第十六條 携帯電話インターネット接続提供事業者等は、携帯電話端末等（青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネット接続提供事業者等の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器）に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下この条及び第九條において同じ。）を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、その販売が携帯電話インターネット接続提供の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの（以下この条において「特定携帯電話端

末等」という。）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

第十九條の見出し中「インターネットと接続する機能を有する機器」を「インターネット接続機器」に改め、同條中「携帯電話端末及びPHS端末を除く」を「以下この条及び次条において「インターネット接続機器」という。」に、「当該機器」を「インターネット接続機器」に改め、同條を第十八條とし、同條の前に次の一條を加える。

（インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者の努力義務）

第十九條 プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置及び当該インターネット接続機器を製造する事業者の青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

第二十四條第二項及び第六項、第二十五條第一項並びに第二十九條（見出しを含む。）中「総務省令及び経済産業省令」を「総務省令・経済産業省令」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（携帯電話インターネット接続提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務に関する経過措置）

第二條 この法律による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「新法」という。）第十五條の規定は、この法律の施行の際現に締結されている新法第二條第七項に規定する携帯電話インターネット接続提供の提供に関する契約であつて、この法律による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二條第七項に規定する携帯電話インターネット接続提供の提供に関する契約でないもの（以下この条において「特定役務提供契約」という。）に基づく新法第二條第七項に規定する携帯電話インターネット接続提供の提供については、適用しない。ただし、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に、特定役務提供契約の変更を内容とする契約又は特定役務提供契約の更新を内容とする契約であつて、当該特定役務提供契約の相手方又は当該特定役務提供契約に係る携帯電話端末等（同項に規定する携帯電話端末等という。）の変更を伴うものが締結された場合は、この限りでない。

第三條 施行日前に製造された携帯電話端末又はPHS端末及び当該携帯電話端末又はPHS端末と同一の型式に属する携帯電話端末又はPHS端末であつて施行日以後に製造されるものの販売については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十八條本文の規定は、適用しない。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法第十三條から第十六條までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年（新法第二條第一項に規定する青少年をいう。）が青少年有害情報（新法第二條第三項に規定する青少年有害情報をいう。）の閲覧（同項に規定する閲覧をいう。）をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法第十三條から第十六條までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年（新法第二條第一項に規定する青少年をいう。）が青少年有害情報（新法第二條第三項に規定する青少年有害情報をいう。）の閲覧（同項に規定する閲覧をいう。）をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項第二十六号の二中「第十二条第一項」を「第八条第一項」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
経済産業大臣 世耕 弘成

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十六号

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要であることに鑑み、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための措置その他の鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、もって商業捕鯨の実施による水産業及びその関連産業の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鯨類科学調査」とは、鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するための科学的情報を収集することを目的として行う鯨類に関する科学的な調査であつて、鯨類の捕獲その他の方法により行うもののうち、この法律の定めるところにより実施されるものをいう。
2 この法律において「妨害行為」とは、鯨類科学調査又はこれに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為を妨害する行為をいう。

第三条 鯨類科学調査は、次に掲げる基準の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴つて実施されるものとする。

- 一 主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。
- 二 我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。
- 三 必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われ、それにより得られた研究成果は広く公表されること。
- 四 必要に応じた国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

第四条 国は、前条に定める鯨類科学調査についての基本原則(以下「基本原則」という。)のつとめ、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鯨類科学調査の意義に関する事項
 - 二 鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標
 - 三 前号の目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施に関する基本的事項
 - 四 鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項
 - 五 妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項
 - 六 鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項
 - 七 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項
 - 八 その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

3 農林水産大臣は、あらかじめ法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合)にあつては、当該行政機関、第十三条第一項において同じ。)と協議して、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

第六条 農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、農林水産省令で定めるところにより、鯨類科学調査の実施に関する計画(以下「鯨類科学調査計画」という。)を策定するものとする。

- 2 鯨類科学調査計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鯨類科学調査の目的
 - 二 鯨類科学調査の実施海域
 - 三 鯨類科学調査の期間
 - 四 鯨類科学調査の方法(鯨類の捕獲により行うものにあつては、その対象とする鯨類の種類及び頭数を含む。)
 - 五 その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項
- 3 農林水産大臣は、鯨類科学調査計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、鯨類科学調査の実施の状況等を勘案して、適宜、鯨類科学調査計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 5 第三項の規定による鯨類科学調査計画の変更について準用する。

第七条 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定鯨類科学調査法人として指定することができる。

- 2 指定鯨類科学調査法人は、鯨類科学調査を実施すること(次条第一項に規定する協力をする)を含む)を業務とする。
- 3 指定鯨類科学調査法人は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、鯨類科学調査の実施の状況を報告し、鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定鯨類科学調査法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 6 第一項の指定の手続その他指定鯨類科学調査法人に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。